

外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(施設)</p> <p>第3条 <u>校舎その他の施設は、市町が地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合であって、教育上支障がないことが確実に認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当しているときは、審査基準第10条第2項の規定にかかわらず、借用を認めることとする。</u></p> <p><u>(1) 国又は地方公共団体からの借用であること。</u></p> <p><u>(2) 借地借家法(平成3年法律第90号)の規定による借家権が設定され、当該借家権が登記されていること。</u></p> <p><u>2 前項の施設の借用にあつては、所有者との間に、外国人学校設置後20年以上にわたって使用できる保証のある使用貸借契約若しくは賃貸借契約が締結されていること。</u></p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 <u>校舎、校具その他の施設、設備は、負担付き又は借用であつてはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。